債権の申出書の提出がなかったことの証明願の

郵送による受付について

　債権の申出書の提出がなかったことの証明（営業保証金取戻し証明）の郵送による交付を希望する方に対して、郵送による受付を行っています。

なお、郵送の場合、約1週間の日数を要しますので、お急ぎの方は、窓口での提出をお願いします。

提出方法

郵送による提出を希望する方は、証明願に必要な事項を記入のうえ、下記の書類を必ず同封のうえ、簡易書留で郵送提出してください。

受付が終わりましたら、同封された封筒により簡易書留で証明書を返送します。

債権の申出書の提出がなかったことの証明

1. 証明願（２部）
2. 営業保証金取戻し公告届控えのコピー
3. 手数料５００円

※平成３０年（２０１８年）１０月１日に大阪府証紙は廃止になりました。

平成３１年（２０１９年）４月１日以降、大阪府証紙は使用できません。

【手数料の納付方法】下記➀、➁のいずれかの方法で納付できます。

➀大阪府手数料納付窓口での納付

○「大阪府手数料（Ｐｏｓ）」納付用連絡票　[ＰＤＦファイル](http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34201/00300046/pos-eigyouhoshokin.pdf)をダウンロードして添付してください。

○納付窓口の設置場所及び取扱時間

・府庁本館：１階りそな銀行大手支店内（9時～17時：銀行営業時間と同じ）

・府庁別館：１階玄関ホール内（9時15分～12時、13時～17時30分）

・咲洲庁舎：１階フェスパ内（9時15分～17時30分）

手数料納付窓口（ＰＯＳレジ）では、令和２年１２月２２日（火）より、現金の他に一部のキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、スマートフォン決済）によるお支払方法がお選びいただけます。

支払い可能な決済方法等、詳しくは会計局のホームページをご覧ください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　→（<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/madoguchi/index.html>）

➁コンビニエンスストアでの納付

詳細は、建築振興課ホームページでご確認ください。

（<https://www.payment.pref.osaka.lg.jp/cvsps-shinsei/RS10101/00204>）

（120円＋税の手数料が別途必要です）

1. 返信用の封筒

（基本料金＋簡易書留分の切手を貼り、送付先住所を記入のこと）

1. 昼間に連絡が取れる電話番号と連絡者名を記入したメモ

|  |
| --- |
| ★取戻し権者確認のため、必要に応じて上記以外の書類をいただくことがあります。  ★証明日についての注意事項  　官報掲載日の翌日から６ヶ月後の応答日までが債権の申し出期間となります。ただし、応答日が休日となる場合、応答日の次の開庁日までが債権の申し出期間となります。証明については、この応答日の翌開庁日以降でないとできませんので、ご注意ください。 |

* 郵送先

〒559-8555　大阪市住之江区南港北1-14-16　大阪府咲洲庁舎内

大阪府　建築振興課宅建業免許申請受付窓口 **２Ｆ**

※送付封筒の表に「証明願在中」と朱書きをしてください。

TEL:０６－６９４１－０３５１（内線：３０８５・３０８８）

　　FAX:０６－６６１４－７５６２